

第26回宇都宮市農業委員会定例総会 議事録

日 時

令和7年9月22日（月）午後15時00分～午後15時50分

場 所

宇都宮市役所7階 宇都宮市農業委員会室

出席委員

2番：恩田委員、3番：平出委員、4番：中山委員、5番：小島委員、6番：相良委員、
7番：小野口委員、8番：佐藤委員（会長職務代理）、9番：伊藤委員、
10番：手塚（孝）委員、11番：手塚（敏）委員、12番：田崎委員、
13番：永岡委員、14番：吉澤委員、15番：福田委員、16番：伊澤委員、
17番：村田委員（会長）、18番：宇梶委員、19番：高橋委員 （議席番号順）

欠席委員

1番：櫻井委員（会長職務代理）

会議経過

1 開 会

出席委員18名で法定定数に達しているので、開会を宣する。

2 会長あいさつ

3 議事録署名委員の選任

議事録署名委員の選任は、議長指名により、議席番号16番の伊澤委員、18番の宇梶委員の両名を指名する。

4 議案の取下げ及び訂正並びに追加について

議案の取下げが2件あります。議案書1ページ、議案第2号は令和7年9月11日付で、議案第5号は令和7年9月22日付で、取下書が農業委員会に提出され、取下げになりました。

訂正並びに追加なし

5 議 事

議 長 それでは、本日の議事に入りたいと思います。議案書1ページを御覧ください。日程第1「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、取下げとなつた議案第2号及び5号を除く、議案第1号から5号までの3議案について、一括上程します。事務局から説明願います。

事務局 議案第1号について御説明いたします。平石地区の申請です。譲渡人は、譲受人の営農に協力するため、譲受人は、東部運動公園の事業用地として、元々所有していた農地を売却したため、代替地として申請地を売買により取得し、水稻を作付けする旨の申請です。農機具の調達状況は、トラクター1台、田植機1台、

コンバイン1台を所有しております。申請地は全て耕作可能な農地であることを確認しており、耕作に必要な農作業への従事状況についても問題ないことから、農地法第3条の許可要件を満たしていると調査しております。

議案第3号について御説明いたします。雀宮地区の申請です。譲渡人は、譲受人の営農に協力するため、譲受人は、隣接地と併せて耕作するため、申請地を売買により取得し、キュウリ、トマト、ナス等を作付する旨の申請です。申請地は、耕作可能な農地であることを確認しており、耕作に必要な農作業への従事状況についても問題ないことから、農地法第3条の許可要件を満たしていると調査しております。

議案第4号について御説明いたします。豊郷地区の申請です。譲渡人は、譲受人の営農に協力するため、譲受人は、隣接地と併せて耕作するため、申請地の持分を売買により取得し、ネギ、カボチャを作付けする旨の申請です。農機具の調達状況は、トラクター1台、田植え機2台、コンバイン1台を所有しております。申請地は、耕作可能な農地であることを確認しており、農地法第3条の許可要件を満たしていると調査しております。

議長 議案第1号、3号、4号の3議案について、質疑願います。

委員 (意見等なし)

議長 質疑がないので、お諮りします。議案第1号、3号、4号の3議案について、「申請のとおり許可する」ことに、御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないので、そのように決定します。議案書2ページを御覧ください。日程第2「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、議案第6号及び7号の2議案について、一括上程します。事務局から説明願います。

事務局 議案第6号について御説明いたします。城山地区の申請です。申請人は、自宅に駐車スペースがないため、隣接地に4台分の駐車場を整備する旨の申請です。本案件は、転用済みのため、是正を含めた申請となります。土地利用計画については、砂利敷きとし、雨水は敷地内に自然浸透させるものです。申請地は、小集団の生産性の低い第2種農地と判断し、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないと認められることから、農地法第4条許可要件を満たしていると調査しております。

議案第7号について御説明いたします。上河内地区の申請です。申請人は、農家住宅敷地の一部が農地であるため、申請地を転用する旨の申請です。本案件は、転用済みのため、是正を含めた申請となります。土地利用計画については、敷地の一部が舗装され、カーポート、農機具置場のほか、物置が設置されております。給排水設備は設置せず、雨水は敷地内に自然浸透させるものです。申請地は、宅地化の状況が住宅・公共施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農

地で、その規模が10ヘクタール未満である第2種農地であることから、立地基準において許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないことから、農地法第4条許可要件を満たしていると調査しております。

議長 議案第6号及び7号について、質疑願います。

委員 (意見等なし)

議長 質疑がないので、お諮りします。議案第6号及び7号について、「申請のとおり許可する」ことに、御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないので、そのように決定します。3ページを御覧ください。日程第3「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、議案第8号から10号までの3議案について、一括上程します。事務局から説明願います。

事務局 議案第8号について御説明いたします。清原地区の申請です。譲受人は、持家がないため、申請地を売買により取得し、自己用住宅を建築する旨の申請であり、都市計画法第34条第14号の「市街化調整区域に長期居住する者のための自己用住宅」に該当します。給排水計画については、給水は市の上水道に接続、排水は合併処理浄化槽により敷地内処理とし、雨水は敷地内に自然浸透させる計画となっております。資金計画については、土地取得費及び建物建築費等を全額融資により賄う計画で、金融機関の融資見込証明書が添付されております。申請地は、小集団の生産性の低い農地の区域に位置する第2種農地と判断し、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないと認められることから、農地法第5条許可要件を満たしていると調査しております。

議案第9号について御説明いたします。姿川地区の申請です。譲受人は、持家がないため、申請地を売買により取得し、自己用住宅を建築する旨の申請であり、都市計画法第34条第14号の「自己用住宅を所有する世帯の親族のための住宅」に該当します。給排水計画については、市の上下水道に接続し、雨水は敷地内に自然浸透させる計画となっております。資金計画については、土地取得費及び建物建築費等を全額融資により賄う計画で、金融機関の融資見込証明書が添付されております。申請地は、農地の集団的な規模が10ヘクタール以上の区域に位置する第1種農地と判断しており、原則として許可できないものとされておりますが、第1種農地の不許可の例外規定である、農地法施行規則第33条第4号の「集落に接続して設置されるもの」に該当することから、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないと認められることから、農地法第5条許可要件を満たしていると調査しております。

議案第10号について御説明いたします。篠井地区の申請です。借受人は、持家がないため、申請地に20年間の使用貸借権を設定し、自己用住宅を建築する

旨の申請です。借受人は、貸付人の孫であり、都市計画法第34条第14号の「自己用住宅を所有する世帯の親族のための住宅」に該当します。給排水計画については、給水は市の上水道に接続、排水は合併処理浄化槽により敷地内処理とし、雨水は敷地内に自然浸透させる計画となっております。資金計画については、建物建築費等を全額融資により賄う計画で、金融機関の融資見込証明書が添付されております。申請地は、農地の集団的な規模が10ヘクタール以上の区域に位置する第1種農地と判断しており、原則として許可できないものとされておりますが、第1種農地の不許可の例外規定である、農地法施行規則第33条第4号の「集落に接続して設置されるもの」に該当することから、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないと認められることから、農地法第5条許可要件を満たしていると調査しております。

議長 議案第8号から10号について、質疑願います。

委員 (意見等なし)

議長 質疑がないので、お諮りします。議案第8号から10号について、「申請のとおり許可する」ことに、御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないので、そのように決定します。4ページを御覧ください。日程第4「農地法施行規則第29条第1号の規定による届出について」、議案第11号を上程します。事務局から説明願います。

事務局 議案第11号について御説明いたします。雀宮地区の届出です。届出人は農作業の効率化を図るため、所有する農地に、農機具小屋1棟及び進入路を設置する旨の届出です。設置面積は、宅地部分の36平方メートルを含めますが、農地の面積は198平方メートルであり、2アール未満のため、転用許可申請ではなく、届出となっております。土地利用計画については、砂利敷きとし、雨水は敷地内自然浸透とする計画となっていることから、周辺農地への影響はないものと調査しております。以上のことから、届出を受理することについて問題ないものと調査しております。

議長 議案第11号について、質疑願います。

委員 (意見等なし)

議長 質疑がないので、お諮りします。議案第11号について、「届出を受理する」ことに、御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないので、そのように決定します。5ページを御覧ください。日程第5「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」、議案第12号を上程します。事務局から説明願います。

事務局 議案第12号について御説明いたします。中央地区の願出です。宝木町2丁目

に住む相続人が、宝木町2丁目の農地4筆、計7,739平方メートルについて、相続税の納税猶予に関する適格者である証明を受けたい旨の願出です。相続税の納税猶予に関する適格者である要件として、被相続人が農業を営んでいたかどうか、その相続人が引き続き農業経営を行うと認められるかどうか、猶予を受けようとする農地が被相続人によって耕作されていたかどうか、という3つの要件について、提出書類、農家台帳、小作台帳、現地調査等で確認したところ、全ての要件を満たしており、適格者として証明することに問題ないものと調査しております。

議長 議案第12号について、質疑願います。

委員 (意見等なし)

議長 質疑がないので、お諮りします。議案第12号について、「適格者と認める」ことに、御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないので、そのように決定します。6ページを御覧ください。日程第6「農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」、議案第13号から126号までの114議案について、一括上程します。事務局から説明願います。

なお、議事参与の制限により、審議が終了するまで退出していただく審議がありますので、そちらの議案から先に審議してまいります。12ページ、議案第110号は、6番委員の親族が代表を務める法人が借受人となっておりますので、審議が終了するまで6番委員に退出していただきます。

委員 (6番委員退出)

議長 それでは、議案第110号について、事務局の説明を願います。

事務局 議案第110号について、御説明いたします。借受者は、議席番号6番委員の親族が経営する法人で、河内地区の計画です。田の貸し借りが1件です。

議長 議案第110号について、質疑願います。

委員 (意見等なし)

議長 質疑がないので、お諮りします。議案第110号について、「計画を承認する」ことに、御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 ご異議がないので、そのように決定します。議案第110号が終了しましたので、6番委員に入室していただきます。

委員 (6番委員入室)

議長 議案第110号を除く、議案第13号から125号について、事務局から説明願います

事務局 議案第13号から27号は平石地区の計画で15件です。

議案第28号から35号は清原地区の計画で8件です。

議案第36号から44号は瑞穂野地区の計画で9件です。

議案第45号から50号は横川地区の計画で6件です。

議案第51号から60号は雀宮地区の計画で10件です。

議案第61号、62号は国本地区の計画で2件です。

議案第63号、64号は篠井地区の計画で2件です。

議案第65号から68号は富屋地区の計画で4件です。

議案第69号から76号は豊郷地区の計画で8件です。

議案第77号から97号は上河内地区の計画で21件です。

議案第98号から議案第110号を除く、125号は河内地区の計画で28件です。

議長 議案第110号を除く、議案第13号から125号について、質疑願います。

委員 (意見等なし)

議長 質疑がないので、お諮りします。議案第110号を除く、議案第13号から125号について、「計画を承認する」ことに、御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないので、そのように決定します。14ページを御覧ください。日程第7「農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画作成の要請について」、議案第126号から128号までの3議案について、一括上程します。なお、議事参与の制限により、審議が終了するまで退出していただく議案がありますので、そちらの議案から先に審議してまいります。

議案第127号は、19番委員が譲渡人となっておりますので審議が終了するまで19番委員に退出していただきます。

委員 (19番委員退出)

議長 それでは、議案第127号について、事務局の説明を願います。

事務局 議案第127号について、御説明いたします。上河内地区の計画です。譲受人が、経営規模拡大のため、下小倉町の田2筆、5,909平方メートルを売買により取得するものです。

議長 議案第127号について、質疑願います。

委員 (意見等なし)

議長 質疑がないので、お諮りします。議案第127号について、「計画作成を要請する」ことに、御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないので、そのように決定します。議案第127号が終了しましたので、19番委員に入室していただきます。

委員 (19番委員入室)

議長 議案第126号及び128号について、事務局から説明願います。

事務局 議案第126号は、河内地区の計画です。譲受人が、経営規模拡大のため、下田原町の田1筆、610平方メートルを売買により取得するものです。

議案第128号は、河内地区の計画です。譲受人が、経営規模拡大のため、長峰町の田8筆、計4,431平方メートルを売買により取得するものです。

議長 議案第126号及び128号について、質疑願います。

委員 (意見等なし)

議長 質疑がないので、お諮りします。議案第126号及び128号について、「計画作成を要請する」ことに、御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないので、そのように決定します。15ページを御覧ください。報告事項に入ります。それでは、事務局より報告願います。

事務局 [事務局より報告第1から報告第8まで一括で報告する。]

議長 議案の審議は全て終了しましたので、「その他」皆様から何か報告等はありますか。

委員 (特になし)

議長 事務局から報告等はありませんか。

事務局 (特になし)

議長 全ての審議が終了しましたので、以上で第26回定例総会を終了します。

(閉会 午後15時50分)